

越前市告示第146号



令和5年12月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和5年11月28日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 86 号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市職員の給与に関する条例（平成 17 年越前市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改め、同条第 4 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 32 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	級号給	給料月額							
		(単位：円)							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500

25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		

81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					

109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の

170」に改める。

第32条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例(平成17年越前市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平成27年越前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年越前市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」と読み替えるものとする。

第23条第1項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第 8 条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項後段を削る。

第 2 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（越前市職員の給与に関する条例別表第 1 の改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の越前市職員の給与に関する条例（次条において「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の越前市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 87 号

越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

越前市空家等の適切な管理に関する条例（平成 28 年越前市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「空家等の」を削り、「当該」の次に「所有者等の」を加える。

第 4 条中「当該空家等が」を削り、「適切に管理しなければならない」を「空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 14 条」を「第 22 条」に改める。

第 8 条第 2 項中「とるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする」を「とったときは、所有者等にその旨を通知しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

第 9 条第 1 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条第 3 項中「第 14 条」を「第 22 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市空家等の適切な管理に関する条例第8条第2項の規定は、令和6年4月1日以後に同条第1項の規定により緊急安全措置をとる場合について適用し、同日前にこの条例による改正前の越前市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項の規定により緊急安全措置をとる場合については、なお従前の例による。

議案第 88 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 1 8 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条に次の 1 項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の

被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第27条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 89 号

越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正について
越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条
例

越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例（平成 24 年越前市条例
第 27 号）の一部を次のように改正する。

題名中「越前市福祉型児童発達支援センター」を「越前市児童発達支援センタ
ー」に改める。

第 1 条中「児童福祉法」を「地域の障がい児の福祉の増進を図るため、児童福
祉法」に、「第 43 条第 1 号の規定に基づき、障がい児へ日常生活における基本
的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のため
の訓練を提供することを目的として、」を「第 43 条に規定する越前市児童発達支
援センター（以下「センター」という。）を」に改め、「越前市福祉型児童発達
支援センター（以下「センター」という。）を」を削る。

第 3 条の見出しを「(事業)」に改め、同条中「これらの事業」を「障害者の日
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
第 5 条第 18 項に規定する特定相談支援事業」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(利用資格)

第 5 条 センターを利用できる者は、法第 21 条の 5 の 5 の規定により通所給付
決定を受けた保護者及びその児童であって、市内に住所を有する者とする。た

だし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第6条第1項中「通所支援サービス」を「児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援」に、「障がい児」を「児童」に、「扶養義務者」を「保護者」に改め、同条第2項中「第1号に規定する」を「の規定により」に改め、「の100分の10に相当する額」を削り、同項ただし書中「通所支援サービスの」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 90 号

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について
越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例（平成 26 年越前市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表認定こども園の部中

「

名称	位置
越前市認定こども園北新庄	越前市北町第 38 号 6 番地

」を

「

名称	位置
越前市にじいろこども園	越前市中央二丁目 2 番 27 号
越前市認定こども園北新庄	越前市北町第 38 号 6 番地

」に

改め、同表保育所の部越前市なかよし保育園の項及び越前市上太田保育園の項を削り、同表幼稚園の部越前市武生西幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日の前日において現に越前市なかよし保育園、越前市上太田保育園又は越前市武生西幼稚園に在籍しており、施行日において未就学児である者は、施行日において越前市にじいろこども園に入園したものとみなす。ただし、越前市にじいろこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、認定こども園及び保育所にあつては市長が、幼稚園にあつては教育委員会が別に定める。

議案第 9 1 号

越前市都市公園条例の一部改正について

越前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市都市公園条例の一部を改正する条例

越前市都市公園条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条の見出し中「有料公園施設」の次に「等の利用」を加え、同条第 1 項中「前条に掲げる」を「都市公園の」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める有料公園施設にあっては、その全部又は一部を独占して利用しようとする者に限る。

第 3 条第 3 項中「有料公園施設」の次に「並びに花筐公園屋外ステージ及び山月楼」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 花筐公園屋外ステージ又は山月楼の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条ただし書中「次条第 1 項」を「第 5 条」に、「得たもの」を「得た行為」に、「行為はこの限りではない」を「ものは、この限りでない」に改め、同条第 8 号を削り、同条第 7 号中「軽車両以外の車馬等」を「諸車」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 都市公園をその用途外に使用すること。

第 4 条第 1 1 号中「をおかす」を「に反する」に改め、同条を第 3 条とし、同

条の次に次の1条を加える。

(利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合は、都市公園を保全し、又は公園利用者の危険を防止するため区域を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武生中央公園大型有料遊具（以下この項において「遊具」という。）を利用させないことができる。

(1) 遊具を利用しようとする者（以下この項において「遊具利用者」という。）の安全を確保できないとき。

(2) 遊具利用者が秩序又は風紀を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(3) 遊具利用者が動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を引き連れ、又は他に迷惑を及ぼす物品を携帯しているとき。

(4) その他遊具の運行又は管理上支障があるとき。

第5条の見出し中「使用」を「行為」に改め、同条第1項中「の各号」を削り、同項第6号を削り、同条第2項中「与える」を「する」に、「この場合」を「この場合において」に、「付する」を「付す」に改め、同条第3項を削る。

第6条第1項中「使用者」を「行為許可者」に改め、「改めて」の次に「同条の規定による」を加え、同項第1号中「公園」を「都市公園」に改め、同条第2項中「使用者」を「行為許可者」に、「市長の」を「その」に改める。

第8条を削る。

第7条に見出しとして「（使用者の義務等）」を付し、同条中「使用者」を「占用者等、行為許可者及び第2条第2項又は第3項の許可を受けた者（以下これらを「使用者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、都市公園及びその付近の清掃並びに風致の保持に努めなければならない。

第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(許可の特例)

第7条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者(以下「占有者等」という。)は、第5条の許可を受けることを要しない。

第9条中「次に掲げるものを廃止しようとするとき又は独占的に使用させようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「公園、公園施設中総合体育館」を「都市公園又は武生中央公園総合体育館」に改め、同条第2号中「公園」を「都市公園」に、「公園施設中総合体育館」を「武生中央公園総合体育館」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

占有者等は、別表第2に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

第10条第2項中「次の各号」を「市長は、次の各号」に、「前項」を「前各項」に改め、同項第3号中「減免を適当」を「使用料を減額し、又は免除することが適当である」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 第2条第2項の許可を受けた者は、別表第3から別表第16までに定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

3 行為許可者(第2条第2項の許可を受けた者を除く。)は、越前市行政財産の使用料徴収条例(平成17年越前市条例第84号)別表土地の項に掲げる額の使用料を市長に納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定し難い使用料の額は、市長がその都度定める。

第11条第1項中「納入通知書により」を削り、同条第2項中「できる」を「できる。」に改める。

第12条ただし書中「次条の場合は、原状を回復した後に既納料金の全部又は一部を還付する」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除く」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 使用者(第2条第3項の許可を受けた者を除く。)の責めによらない事由

により都市公園を利用することができなかつたとき。

(2) その他特別の理由があると市長が認めたとき。

第13条中「第5条第3項」を「第4条」に改め、「使用者」の次に「（占用者等を除く。次条及び第15条において同じ。）」を加え、「使用の一時停止、使用方法若しくは使用箇所」を「利用若しくは行為の一時停止若しくはこれらの方法若しくは箇所」に改める。

第14条第1項中「使用期間の満了又は使用許可の取消しがあつた場合には、使用者は」を「使用者は、使用若しくは行為の許可が取り消され、又はその期間が満了したときは」に改め、「工作物等を使用」の次に「又は行為」を加え、「その旨」を「その旨を」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「が行う」を「に行わせることができる」に改め、同項第2号中「に掲げる公園施設の使用許可」を「第2項及び第3項並びに第5条の許可」に改め、同項第3号中「有料公園施設」を「第10条第2項及び第3項」に改め、同項第4号中「有料公園施設」の次に「並びに花筐公園屋外ステージ及び山月楼」を加え、同条第2項中「第4条、第5条」を「第2条から第5条まで」に改め、「に限る。）、」の次に「第10条第2項及び第3項、第11条第2項、」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

有料公園施設

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 武生中央公園総合体育館 |
| 2 | 武生中央公園温水プール |
| 3 | 武生中央公園屋内催事場 |
| 4 | 武生中央公園庭球場 |
| 5 | 武生中央公園多目的グラウンド（照明施設） |
| 6 | 武生中央公園多目的広場（人工芝コート） |
| 7 | 武生中央公園大型有料遊具 |
| 8 | 武生東運動公園庭球場 |
| 9 | 武生東運動公園ソフトボール場 |

- 1 0 武生東運動公園事務所
- 1 1 武生東運動公園陸上競技場
- 1 2 家久スポーツ公園庭球場
- 1 3 家久スポーツ公園ソフトボール場
- 1 4 家久スポーツ公園温水プール
- 1 5 今立南部公園庭球場
- 1 6 花筐公園ふるさとの家
- 1 7 今立中央公園多目的広場
- 1 8 白崎公園屋内ゲートボール場
- 1 9 瓜生水と緑公園体育館

別表第 1 4 中「20 倍額する」を「20 倍額とする」に改め、同表を別表第 1 6 とし、別表第 1 1 から別表第 1 3 までを 2 表ずつ繰り下げ、別表第 1 0 中「家久温水スポーツ公園」を「家久スポーツ公園」に改め、同表を別表第 1 2 とし、別表第 9 を別表第 1 1 とし、別表第 8 中「夜間」を削り、同表を別表第 1 0 とし、別表第 7 を別表第 9 とし、別表第 6 中

「武生東運動公園・家久スポーツ公園
「1 ソフトボール場使用料」を 1 ソフトボール場使用料」

に、「ソフトボール場夜間照明施設」を「ソフトボール場照明施設」に改め、同表を別表第 8 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 7（第 1 0 条関係）

武生中央公園大型有料遊具使用料

区分	単位	使用料
モノレール	1 人 1 回につき	3 0 0 円
バイキング	1 人 1 回につき	4 0 0 円
メリーゴーランド	1 人 1 回につき	3 0 0 円
マジックバイク	1 人 1 回につき	4 0 0 円
タワーライド	1 人 1 回につき	4 0 0 円
乗物 1 日券	1 人 1 日につき	1, 0 0 0 円

乗物共通券	1枚	100円
	11枚綴	1,000円

別表第5第2項を次のように改め、同表を別表第6とする。

2 庭球場照明施設使用料

区分			使用料
専用使用	武生中央公園	1面につき1時間当たり	500円
	武生東運動公園		300円
	今立南部公園		250円
個人使用	武生中央公園	1時間につき	200円
	武生東運動公園		100円
	今立南部公園		150円
<p>摘要</p> <p>1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>2 照明施設の使用は、4月1日から11月30日までとする。</p>			

別表第4を別表第5とし、別表第2及び別表第3を1表ずつ繰り下げ、同表の前に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

1 都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとする場合の使用料

区分	使用料
公園施設を設ける場合	越前市行政財産の使用料徴収条例別表土地の項に掲げる使用料の額
公園施設を管理する場合	市長が別に定める額

2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとする場合の使用料

区分	使用料
電柱、支柱その他これらに類するもの	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表に掲げる額

ガス管、下水道管その他これらに類するもの	越前市市道条例（平成17年越前市条例第185号）別表に掲げる法第32条第1項第2号に掲げる物件の項に掲げる占用料の額
その他の占用	市長が別に定める額

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、この条例による改正後の越前市都市公園条例（以下「新条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は新条例第5条の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

第3条 施行日前に提出し、又は送付されたこの条例による改正前の越前市都市公園条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第5条の許可の申請についての許可又は不許可の決定については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第3条第2項の規定によりされた許可（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。）は、新条例第2条第2項の規定によりされた許可とみなす。

3 施行日前に旧条例第5条第1項第6号の規定によりされた旧条例第2条に規定する公園施設（旧条例第2条第4項第2号及び第3号の公園施設を除く。）の許可（施行日以後に附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。）は、新条例第2条第2項の規定によりされた許可とみなす。

4 施行日前に旧条例第5条第1項第6号の規定によりされた旧条例第2条に規定する公園施設（旧条例第2条第4項第2号及び第3号の公園施設に限る。）の許可（施行日以後に附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。）は、新条例第2条第3項の規定によりされた許可とみなす。

5 新条例第7条の規定は、施行日以後に都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定

により許可を受けた者について適用する。

6 新条例第10条、第12条及び別表第2から別表第16までの規定は、施行日以後に法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は新条例第2条第2項若しくは第5条の規定によりされた許可（附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によりされた許可を除く。）に係る使用料について適用し、同日前にこれらの規定によりされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

7 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（越前市池ノ上森林スポーツ林道設置及び管理条例の一部改正）

第4条 越前市池ノ上森林スポーツ林道設置及び管理条例（平成17年越前市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第6条から第8条まで」を「第6条、第8条」に改める。

議案第92号

越前市社会福祉センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月28日提出

越前市長 山田 賢一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市社会福祉センター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第121号）第2条に規定する越前市社会福祉センター

2 指定管理者

所在地 越前市府中一丁目11番2号

名称 社会福祉法人越前市社会福祉協議会

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 9 3 号

武生中央公園の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）及び越前市都市公園条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 7 6 号）の規定に基づき設置する武生中央公園（総合体育館、温水プール、庭球場、屋内催事場及び多目的広場（人工芝コート）を除く。）

2 指定管理者

所在地 越前市国高二丁目 3 2 4 番地 7

名 称 越前パークマネジメント共同事業体

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第94号

越前市金華山グリーンランドの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月28日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市森林総合利用施設設置及び管理条例（平成17年越前市条例第148号）第2条に規定する越前市金華山グリーンランド

2 指定管理者

所在地 越前市米口町第58号25番地

名 称 金華山林業振興組合

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 95 号

越前市文化センター、越前市ふるさとギャラリー叔羅及び越前市いまだて
芸術館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 越前市文化センター設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 213 号)
第 2 条に規定する越前市文化センター
- (2) 越前市ふるさとギャラリー設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 214 号) 第 2 条に規定する越前市ふるさとギャラリー叔羅
- (3) 越前市いまだて芸術館設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 216 号) 第 2 条に規定する越前市いまだて芸術館

2 指定管理者

所在地 越前市高瀬二丁目 3 番 3 号

名 称 公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第98号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 近藤光広

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年越前市
条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように
改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日
から施行する。